

# 念書

(場所)

令和〇年 5月25日 神奈川県相模原市北里1丁目路線上において

(加害者)

(被害者)

田村一郎 の不法行為により 三井健太 の被った傷病について、健康保険法による保険給付を受けた場合は、私が加害者に対して有する損害賠償請求権を健康保険法第57条の規定によって、組合が給付の価額の限度において取得行使し、かつ賠償金を受領することに異議のないことを、ここに書面をもって申し立てます。

なお、あわせて、つぎの事項を遵守することを誓約します。

1. 加害者側と示談をおこなう場合は、必ず前もって貴組合にその内容を申し出ること。
2. 加害者に白紙委任状を渡さないこと。
3. 加害者側から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額(評価額)をもれなく、かつ遅延なく貴組合に届け出ること。
4. 自動車損害賠償責任保険に被害者請求する場合は、必ず前もって貴組合にその内容を申し出ること。

令和〇年6月15日

住 所 東京都健康区長寿町1丁目2-3

氏 名 三井 健太



三井化学健康保険組合 殿